

今後の法曹養成制度の検討体制

法曹養成制度関係閣僚会議

法曹養成制度関係閣僚会議の構成

議長：内閣官房長官
副議長：法務大臣，文部科学大臣
議員：総務大臣，財務大臣，経済産業大臣

法曹養成制度関係閣僚会議の業務

法曹の養成に関する制度の在り方について，法曹養成制度検討会議の意見等を踏まえつつ，法律の施行後1年以内(平成25年8月2日まで)に検討を加えて一定の結論を得る。

検討依頼

意見の
取りまとめ

法曹養成制度検討会議

法曹養成制度検討会議の構成

関係政務等
有識者
(関係機関，オブザーバーを含む)

法曹養成制度検討会議の業務

法曹の養成に関する制度の在り方について，法曹の養成に関するフォーラムによる論点整理の内容も踏まえつつ，検討を行い，検討結果を1年以内に取りまとめる。

法曹養成制度関係閣僚会議の設置について

平成24年8月21日
閣議決定

- 1 法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣に法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を設置する。
- 2 閣僚会議の構成員は、次のとおりとする。
議 長 内閣官房長官
副議長 法務大臣、文部科学大臣
議 員 総務大臣、財務大臣、経済産業大臣
- 3 法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。
- 4 閣僚会議は、検討会議の意見等を踏まえつつ、平成25年8月2日までに検討を加えて一定の結論を得るものとする。
- 5 閣僚会議の庶務は、法務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 閣僚会議は、その設置の日から起算して一年を経過する日まで置かれるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、閣僚会議及び検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹養成制度検討会議について

〔平成24年8月21日
法曹養成制度関係閣僚会議議長決定〕

「法曹養成制度関係閣僚会議の設置について」(平成24年8月21日閣議決定)第3項及び第7項の規定に基づき、法曹養成制度検討会議(以下「検討会議」という。)の運営に関して以下のように定める。

- 1 検討会議の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- 2 検討会議においては、「法曹の養成に関するフォーラム論点整理(取りまとめ)」(平成24年5月10日法曹の養成に関するフォーラム取りまとめ)の内容等を踏まえつつ、検討を行うものとする。
- 3 検討会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に法務省において処理する。

(別紙)

1 構成員

【関係政務等】

内閣官房長官の指名する内閣官房副長官

総務大臣の指名する総務副大臣又は総務大臣政務官

法務大臣の指名する法務副大臣又は法務大臣政務官

財務大臣の指名する財務副大臣又は財務大臣政務官

文部科学大臣の指名する文部科学副大臣又は文部科学大臣政務官

経済産業大臣の指名する経済産業副大臣又は経済産業大臣政務官

【有識者】

座長	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
	伊藤 鉄男	弁護士（元次長検事）
	井上 正仁	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田 薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
	清原 慶子	三鷹市長
	久保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	国分 正一	医師・東北大学名誉教授
	田島 良昭	社会福祉法人南高愛隣会理事長
	田中 康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 （元札幌高等裁判所長官）
	南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
	丸島 俊介	弁護士
	宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口 義行	立教大学経済学部教授
	和田 吉弘	弁護士

【関係機関】

最高裁判所事務総局審議官

2 オブザーバー

最高検察庁総務部長

日本弁護士連合会法曹養成制度改革実現本部委員

検討予定(案)

	年 月	議 題
第1回	H24 8/28	・議論の進め方 ・法曹有資格者の活動領域の在り方(1)
第2回		・法曹人口の在り方(1)
第3回		・法曹養成全体総論(1)
第4回		・法科大学院について(1)
第5回		・法科大学院について(2)
第6回		・司法試験について(1)
第7回		・司法試験について(2) ・司法修習について
第8回		・継続教育について ・法曹養成全体総論(2)
第9回		・法曹有資格者の活動領域の在り方(2)
第10回		・法曹人口の在り方(2)
第11回		・各論点の全体協議(全2回) ・法曹有資格者の活動領域の在り方 ・法曹人口の在り方 ・法曹養成制度の在り方
第12回	H25 3	・ <u>要綱素案の取りまとめ</u> ＜パブリック・コメントの実施＞
第13回 以降		・パブリック・コメントで提出された意見の検討 ・最終案の検討 ・ <u>取りまとめ</u>

※第2回以降の日程は、委員と調整して決める必要がある。